

昨年も公開模試から本試験的中！

※簿記論・財務諸表論・所得税法・相続税法・国税徴収法から一部抜粋

〔簿記論〕

第66回税理士試験問題

〔第三問〕

受取手形、売掛金の期末残高について、従来より「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、以下のように貸倒見積高を算出の上、差額補充法により貸倒引当金を設定している。決算整理前残高試算表の貸倒引当金は前期末の残高である。なお、税効果会計を適用する。

債権区分	引当計上額（会計上）	繰入限度額（税務上）
一 般 債 権	債権残高の1％	債権残高の1％
貸倒懸念債権	債権残高の50％	債権残高の1％
破産更生債権等	債権残高の100％	債権残高の50％

- (1) 得意先P社の債権（売掛金3,800,000円）について、回収が遅延していることから当期において貸倒懸念債権として貸倒引当金を計上することにした。
 (2) 前期に貸倒懸念債権としていた得意先Q社が、財務状況の悪化が進み経営難に至り、平成28年3月に破産手続開始の申立てを行った。なお、前期において貸倒懸念債権に区分したのはQ社の債権だけで、当期におけるQ社との取引はない。
 (5) 貸倒引当金繰入額については、一般債権は一般貸倒引当金繰入額、貸倒懸念債権と破産更生債権等は合算し個別貸倒引当金繰入額と表示する。貸倒引当金は3区分合算して表示する。

的中！

2016年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第三問〕

甲社では、受取手形、売掛金の期末残高について、従来より「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、以下のように貸倒見積高を算出の上、差額補充法により貸倒引当金を設定している。問題の簡便化のため、税務上の繰入割合は以下の表のとおりとし、当期と前期は同一とする。なお、税務上の繰入限度超過額について税効果会計を適用する。

債権の区分	引当計上額（会計）	繰入限度額（税務）
一 般 債 権	債権残高の1％	債権残高の1％
貸倒懸念債権	債権残高の50％	債権残高の1％
破産更生債権等	債権残高の100％	債権残高の50％

- (1) 得意先S社の債権（売掛金1,600,000円）について、1年以上停滞しているため、当期において貸倒懸念債権に区分し、貸倒引当金を計上することにする。
 (2) 前期に貸倒懸念債権に区分していた得意先T社の債権（売掛金1,500,000円）について、当期に破産手続開始の申立てを行ったため、破産更生債権等に区分する。なお、前期において貸倒懸念債権に区分したのはT社の債権だけである。また、当期にT社との取引はない。
 (3) 貸倒引当金繰入額については、一般債権は一括貸倒引当金繰入額と表示し、貸倒懸念債権と破産更生債権等は合算し、個別貸倒引当金繰入額と表示する。貸倒引当金は3区分合算して表示する。

〔財務諸表論〕

第66回税理士試験問題

〔第三問〕

- 5 棚卸資産及び製造に関する事項
 (1) 製品、仕掛品及び材料の評価基準には原価法を採用しており、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によって算定している。また、払出単価の評価方法は、製品、仕掛品及び材料すべてについて同一の方法によっている。なお、残高試算表の繰越製品勘定、繰越仕掛品勘定及び繰越材料勘定は、前期末残高であり、前期末において収益性の低下による簿価切下げは行っていない。
 (2) 3月度に材料受払帳に記帳した内容は、次のとおりである。なお、2月度まではすべて適正に記帳されている。

平成28年		受 入		払 出		残 高	
		数量 (kg)	単価	数量 (kg)	単価	数量 (kg)	単価
3/1	繰越	1,200	23			1,200	23
3/7	掛仕入	700	22			1,200	23
						700	22
3/16	出庫			1,200	23		
				300	22	400	22
3/22	掛仕入	1,600	24			400	22
						1,600	24

的中！

2016年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第三問〕

- 8 棚卸資産に関する事項
 商品の期末評価に関する資料は以下のとおりである。なお、商品は、先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に基づき評価している。また、残高試算表の商品の残高は前期末残高である。

日付	摘要	数量	仕入単価	販売単価	備考
平成28年3月1日	前月繰越	5,600個	2,000円	—	
平成28年3月8日	仕 入	18,000個	2,100円	—	下記②参照
平成28年3月15日	売 上	7,500個	—	4,700円	
平成28年3月21日	仕 入	15,800個	2,200円	—	下記②参照
平成28年3月28日	売 上	11,100個	—	4,950円	

〔相続税法〕

第66回税理士試験問題

〔第二問〕

へ M社の比率要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

平成28年3月期末以前1年間の年配当金額	10,000,000円	
平成27年3月期末以前1年間の年配当金額	5,000,000円	
平成26年3月期末以前1年間の年配当金額	2,500,000円	
平成28年3月期末以前1年間の利益金額	50,000,000円	非経常的な利益はない
平成27年3月期末以前1年間の利益金額	2,000,000円	非経常的な利益はない
平成26年3月期末以前1年間の利益金額	40,000,000円	非経常的な利益はない
直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	220,000,000円	

- ②1 配当金は、全て毎年3月末日の決算日を基準日として支払われている。
 2 平成27年5月29日開催の定時株主総会の決議により同月31日を効力発生日として同年6月1日に支払われた配当金には、50周年記念配当5,000,000円を含んでいる。
 3 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。
 4 平成27年3月期末以前1年間の利益金額は、非経常的な損失として特別損失に計上した亡配偶者乙の死亡退職金30,000,000円が控除されている。なお、この死亡退職金は、法人税法上金額が損金の額に算入されるべきものである。
 5 類似業種比準価額を計算する場合のM社株式の株価の計算過程においては、それぞれの小数点第2位未満を切り捨てて計算するものとする。

ト M社の平成28年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額②	負債の合計額②
帳 簿 価 額	750,000,000円	500,000,000円
相続税評価額	900,000,000円	500,000,000円

- ②1 M社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。
 4 平成28年4月11日に納税通知を受けた平成28年度の固定資産税2,500,000円は、負債に計上されていない。
 5 相続開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は12,000,000円、消費税等の未払いの金額は15,000,000円である。これらの金額は、いずれも負債に計上されていない。
 6 M社は、平成28年5月26日定時株主総会で、5月末日を交付の効力発生日として、一株当たり100円の配当金（利益剰余金の分配）の支払を決議した。

的中！

2016年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕

へ M社の比率要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

平成29年3月期末以前1年間の年配当金額	8,750,000円	
平成28年3月期末以前1年間の年配当金額	7,000,000円	
平成27年3月期末以前1年間の年配当金額	6,650,000円	
平成29年3月期末以前1年間の利益金額	145,000,000円	非経常的な利益はない
平成28年3月期末以前1年間の利益金額	140,000,000円	非経常的な利益はない
平成27年3月期末以前1年間の利益金額	133,000,000円	非経常的な利益はない
直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	450,000,000円	
直前々期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	320,000,000円	

- ②1 配当金は、全て毎年3月末日の決算日を基準日として毎年5月25日に行われる定時株主総会の決議によるものであり、非経常的な配当はない。
 2 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。
 3 類似業種比準価額を計算する場合のM社株式の株価の計算過程においては、それぞれの小数点第2位未満を切り捨てて計算するものとする。

ト M社の平成28年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額②	負債の合計額②
帳簿価額	981,376,000円	254,000,000円
相続税評価額	1,103,200,000円	254,000,000円

- ②1 M社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。
 2 平成28年4月11日に納税通知を受けた平成28年度の固定資産税1,800,000円は負債に計上されていない。
 3 相続開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は25,000,000円、消費税等の未払いの金額は17,000,000円であり、いずれも負債に計上されていない。
 4 M社の被相続人甲の死亡に対して、社葬を行った。社葬に要した費用は2,500,000円であり、法人税法上、全額損金に算入されている。なお、会葬者が持参した香典500,000円はM社が取得した。
 5 M社は、平成28年5月25日定時株主総会で、直前期末を基準日として配当金（利益剰余金の分配）の支払を決議した。

〔国税徴収法〕

第66回税理士試験問題

〔第一問〕

- 問2 納税者が病氣にかかり、納期限内に国税を納付できなかったことを前提として、(イ)納税の猶予と(ロ)納税者の申請による換価の猶予のそれぞれについて、その要件及び効果の異なる点を説明しなさい。
 ② 解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。

的中！

2016年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第一問〕

2. 国税の滞納者が、その取引により受けた事業上の著しい損失により当該国税の納付が困難になったとして、納税の猶予を税務署長に申請する場合の要件、手続（担保の徴収含む。）及び猶予期間について説明しなさい。

〔所得税法〕

第66回税理士試験問題

〔第二問〕

- 【資料Ⅳ】
 1 甲及び甲と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。
 (1) 甲が支払った社会保険料 1,273,200円
 (2) 甲が支払った小規模企業共済法に基づく掛金 840,000円
 (3) 甲が支払った生命保険料
 ① 旧生命保険料 120,000円
 ② 新生命保険料 8,000円
 なお、全ての生命保険契約において、甲の妻が保険金の受取人となっている。
 (4) 甲が支払った自宅分の地震保険料 26,500円

的中！

2016年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕

- 【資料Ⅴ】
 1 甲が本年中に支払った保険料、医療費等は、次のとおりである。
 (1) 甲及び同一生計親族に係る国民健康保険料（介護保険料を含む） 458,000円
 (2) 生命保険料
 ① 妻を受取人とする生命保険契約の保険料 平成20年に契約したものである。 55,000円
 ② 甲を受取人とする個人年金保険の保険料 本年契約したものである。 150,000円
 ③ 甲の長女の子を受取人とする生命保険契約の保険料 2,670,000円（円換算額）
 保険料一時払いの外貨建個人年金契約であり、その運用期間は本年6月1日から平成31年5月31日までの3年間である。
 なお、この契約に係る保険料は、所得税法上の個人年金保険料には該当しないものである。

そのほかの第66回税理士試験のTAC的中実績は、ホームページで公開しています！

TAC 税理士 検索 http://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html

税理士講座トップページ中段「TAC税理士講座の6大特長 5. 高い的中実績」でご案内しています。

モバイル・スマートフォンからは



※機種によっては、読み取れない場合がございます。